

(別紙2)

調布市地球温暖化対策実行計画区域施策編改定支援業務(令和6年度)

1 目的

国が令和2年10月に2050年カーボンニュートラルを宣言し、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正されたことを受けて、本市及び調布市議会では、「2050年までに二酸化炭素排出を実質ゼロ」を目指すことを令和3年4月に公表した。

この目標を達成するため、調布市では地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)に基づく「調布市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定しているが、令和7年度に中間見直しを行い、計画を改定することを予定している。

本業務では、「調布市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の改定に向けた令和6年度における全般的な支援を目的とする。

2 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日(月)まで

3 業務内容

業務内容は、以下のとおりとする。

(1) 基礎調査

ア 地域特性調査

本市の関連計画や世界・国・東京都の動向、本市の社会的・自然的条件など、本計画の目標設定や施策立案のために必要となる基礎情報を整理する。整理にあたっては、「調布市再生可能エネルギー導入目標等策定支援業務委託」における調査結果を活用し、不足部分を補ったうえでとりまとめること。

イ 現行施策の実施状況の整理

現行の「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に基づく施策の実施状況について、各部局への照会等により、把握・整理を行う。

ウ 現行計画の評価、改定の方向性の検討

現行計画の評価を実施し、課題の把握、改定計画の方針を検討する。

(2) 会議等運営支援

以下の会議・打合せ協議における資料作成・印刷を行う。また、会議への出席、議事要旨(本業務に係る部分のみ)の作成を行う。

環境保全審議会：1回を想定(3月下旬予定)

また、令和7年度の改定に向けて、庁内関係部署との協議・調整、市民参加や改定委員会設置等の方法を検討する。

なお、本業務の実施にあたっては、下記特記事項について、十分に配慮すること。

- (1) 温対法をはじめ、法令等で定める策定要件を満たすこと
- (2) 国の「第6次環境基本計画」及び令和6年度に策定予定の地球温暖化に係る国の各種計画を踏まえること
- (3) 環境省公表の「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」に基づき適切な方法で行うこと。
- (4) 法令等で定める「地域温暖化対策実行計画(区域施策編)」、「地域気候変動適応計画」を満たす内容を含めること
- (5) 「調布市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の検討に際しては、「調布市再生可能エネルギー導入目標等策定支援業務」における調査及び検討結果等を適切に反映させること
- (6) 関連計画との整合性を保つこと

#### 4 成果品

本業務の成果として、次のものを作成する。

- (1) 業務報告書 A4カラー, 簡易製本, 3部  
※業務報告書はPowerPointを用いて作成すること
- (2) 業務報告書電子データ PowerPoint版・PDF版 1式
- (3) 本業務に関連する電子データ 1式

#### 5 その他

- (1) 受託者は、委託者又は関係者と打合せ等を行った際は、その都度速やかに打合せ記録を作成し提出すること。
- (2) 本業務における成果品をはじめ各分析・評価・調査結果や議事要旨など本業務受託中に作成し、調布市に提出した資料・電子データの著作権は調布市に帰属するものとする。

なお、本業務により調布市に提出された資料や電子データなどは同時期に策定を行う調布市環境基本計画に活用するため、第三者に提供する場合がある。